

社会福祉法人長野県社会福祉協議会組織規程

(趣 旨)

第1条 この規程は定款に定めるもののほか、社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 定款第41条に基づく協議会の事務局に、総務企画部、まちづくりボランティアセンター、相談事業支援センター、福祉人材センター及びケアマネ研修情報センターを置き、各部には次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるグループを置く。

(1) 総務企画部

ア 総務グループ

イ 企画グループ

ウ 共済事業グループ

(2) まちづくりボランティアセンター

(3) 相談事業支援センター

(4) 福祉人材センター

(5) ケアマネ研修情報センター

(所管事項)

第3条 所管事項は、別表のとおりとする。

(職、職名及び職務)

第4条 協議会に置く職員の職、職名及び職務は次のとおりとする。

職	職 名	職 務
一 般 職	事 務 局 長	事務局の業務の総括及び所属職員の指揮監督
	参 事	特命に関する業務及び重要事項の決定への参画
	部 (所) 長	部 (所) の業務の総括及び所属職員の指揮監督
	局 付	事務局の特定事務
	主 任 企 画 員	部長の職務遂行の補佐、特命に関する業務及び所属職員の指揮監督
	専 門 幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
	企 画 員	グループの業務の総括及び所属職員の指揮監督
	部 付	部の特定事務
	主 幹	高度の知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
特 別 専 門 職	主 査	複雑、困難な業務を行う職務
	主 任	困難な業務を行う職務
	主 事	一般的な業務を行う職務
	主 任	特定の経験を活かして困難な専門業務を行う職務
専 門 職	特 任 専 門 員	特定の経験を活かして専門業務を行う職務
	主 任 専 門 員	特定の専門業務を行う職務
	専 門 員	特定の業務を行う職務

2 前項に規定するもののほか、交流研修により勤務する職員については、所属元の職名とする。

3 前2項に規定するもののほか、業務を処理するため、臨時的任用職員を置くことができる。

(任 免)

第5条 事務局長は、理事会の意見を聞いて会長が任免する。

2 事務局長を除く職員は会長が任免する。

(補 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和38年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、昭和43年6月12日から施行する。

(施行期日)

この規程は、昭和50年7月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、昭和56年10月1日施行する。

(施行期日)

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

(施行期日等)

この規程は、昭和63年12月1日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

(施行期日)

この規程は、平成元年5月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成13年12月7日から施行する。

(施行期日等)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。ただし、離職者支援資金に関する改正規定は、平成14年3月26日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(別 表)(第3条関係)

所管事項

1 総務企画部

総務グループ

- (1) 役員及び評議員に関する事項
- (2) 人事、労務及び経理に関する事項
- (3) 会員・会費に関する事項
- (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関する事項
- (5) 表彰及び弔慰に関する事項
- (6) 情報管理及び発信に関する事項

企画グループ

- (1) 社会福祉の総合企画及び広報に関する事項
- (2) 地域共生社会の推進に関する事項
- (3) 社会福祉法人との連携・協働に関する事項
- (4) 長野県あんしん未来創造センター事業の運営に関する事項
- (5) 「一人ひとりの意思の決定と権利の行使を支えるための社会づくりファンド」に関する事項
- (6) 民生委員、児童委員の活動促進及び互助共励事業に関する事項
- (7) 民生委員、児童委員の研修に関する事項

共済事業グループ

- (1) 民間社会福祉関係者等の各種共済に関する事項
- (2) 民間社会福祉施設の各種共済に関する事項
- (3) 民間社会福祉事業従事者の福利厚生に関する事項

2 まちづくりボランティアセンター

- (1) 社会福祉の調査研究に関する事項
- (2) 市町村社会福祉協議会との連絡調整、支援及び組織強化に関する事業
- (3) 地域福祉の推進に関する事項
- (4) 福祉教育の推進に関する事項
- (5) ボランティア・市民活動の振興に関する事項
- (6) 善意の受託及び配分に関する事項
- (7) 長野県社協災害福祉支援本部に関する事項
- (8) 長野県災害福祉広域支援ネットワークに関する事項
- (9) 社会的養護自立支援拠点事業に関する事項

3 相談事業支援センター

- (1) 日常生活自立支援事業に関する事項

- (2) 社会福祉の相談に関する事項
- (3) 生活困窮者の自立支援に関する事項
- (4) 生活福祉資金貸付事業に関する事項
- (5) 包括的な相談支援体制づくりに関する事項
- (6) 成年後見制度利用促進事業に関する事項

4 福祉人材センター

- (1) 福祉・介護サービス事業従事予定者の就職援助に関する事項
- (2) 福祉人材の確保に関わる調査研究、啓発及び連絡に関する事項
- (3) 福祉・介護サービス事業の経営相談に関する事項
- (4) 福祉・介護サービス事業従事者に関わる研修

5 ケアマネ研修情報センター

- (1) 介護支援専門員の試験に関する事項
- (2) 介護支援専門員の研修に関する事項
- (3) 介護サービス情報公表センターに関する事項